

シンポジウム

保育者養成の諸問題

大阪樟蔭女子大学

西 本 脩

育の任に当る保育者の幼児におよぼす影響は極めて大きく、その態度・動作・性格などは、幼児の行動や人格に直ちに反映する程、大きな力を持っている。したがって、良い保育者を得ることが、幼児の人格の円満な発達のためにもまず必要であろう。

1、幼児のためにより環境を与えて、望ましい保育を行うためには、いろいろな必要条件が挙げられるが、なかんずく最も重要なのは保育者、その人の良し悪しであろう。たとえどんなにその施設の環境が良く、設備が整っており、保育者の人数が多くても、その保育者の質が良くなければ、良い保育を期待することはできない。結局、施設・設備を生かすのも、殺すのも、保育者その人いかんによるからである。故に、施設や設備などを整えることと共に、あるいはそれ以上に、優れた保育者を得ることを考えなければならぬ。

2、幼稚園・保育所は、幼児の人格形成にとって、家庭につぐ重要な環境である。ことに社会性や情緒の発達の面では、家庭よりも重要な意義を持っている。ところでこのような幼児の人格形成に対する影響は、施設・設備・教材などの物的環境よりも、園長・保育者・雇員・友だちなどの人的環境の方が大きい。なかんずく日常直接保

3、戦後、幼児保育の重要性が次第に認識されると共に、保育施設数・園児数が著しく増加したことは喜ばしいことであるが、それに伴って、良い保育者がどれだけ多く養成されたであろうか。現行の幼稚園設置基準・保育所最低基準では、物的環境についての規定はいろいろとされているのみである。しかし、重要なのは、保育者の量ではなく、質の問題である。ゆえにいろいろな基準を決めることもよいが、それと共に、質の良い保育者を養成することを、国においてもっと計画的にする必要があろう。

4、現在幼稚園教諭養成を主目的としている国公立の大学は極めて少なく、大部分の幼稚園教諭は、私立短大、一年または二年の教員養成所の卒業生と高校卒の仮免の者である。また保育所保育については、保母養成所・短大の卒業生は極めて少く、大部分は保母試験

によつてゐる。その保母試験は、高校さえ卒業しておれば一週間位の講習会とやさしい試験とで資格を与えられる。しかも二年の養成所卒業者と同一資格が。これでは保母養成所は発展しないであらう。保母試験は、児童福祉法施行当初は、有資格保母を確保するために応急臨時措置としてやむを得なかつたかも知れないが、十年もたった今日では、保母の質を向上させるために、再検討する必要がある。

5、良い保育者となるためには、広い一般的教養と共に、保育に必要な深い専門的学識や優れた技能を身につけることも必要であり、また教育者としての教職教養も必要である。これらをすべて二か年位の教育で行うことは、到底不可能である。行つたとしても広く浅いものにならざるを得ない。良い保育者を養成するには、どうしても三年ないし四年の大学教育が必要である。現在の保育者養成が器楽、遊戯、童話などの技術教育・職人教育に偏しているといわれるのも、二年間ではやむを得ないかも知れない。

6、戦後の新教育制度においては、幼稚園の保育者も教諭として、小学校教員と同等に取り扱われることになったが後者は四年制大学卒業者が多いのに対し、前者は今尚殆んど二年制短大卒業程度である。したがつて資格・資質・教養などにおいて、一般に小学校教員に比して低くなつてゐる。将来は小学校教員と同等に、保育者も四年制大学において養成するのを本体とすべきであらう。

7、少くとも三才以上就学までの幼児については、同じ日本の幼児だから、その保育に当る保育者の資質も、幼稚園と保育所で本質的に差別があるはずはない。真に良い資質を持った保育者を養成するならば、幼稚園・保育所の何れでも、その任務を立派に果たすことなげでしよう。ゆえに現在のように、一方の免許状が他方に通用し

いというのは妙なことで、昔の保母免許状が幼稚園にも託児所にも通用したように、両方の免許状を一本にできないものか。もし一つにできなければせめて、一つの保育者養成大学を出れば、両方の免許状が同時に与えられるようにしてはどうか。

8、現在の保育者は小学校教育についての知識が不足しているのでないか。もつとも小学校教員が幼児保育を知らないこともあるが、両方の原因で幼児保育と小学校教育との連繋がうまくいっていないようである。将来は、保育者と、少くとも小学校低学年の教師とは人事の交流ができるように、保育者の資格を得るには、小学校低学年教育の理論と実習を必修としてはどうか。

9、同じ大学を卒業しても、保育者と小学校教諭とに待遇上の差別があつては、保育者になるものは少いであらう。ゆえに良い保育者を多数養成するには、就職後の待遇を少くとも小学校教諭と同等に（できればそれ以上に）することが必須の条件である。

10、良い保育者を養成するには、幼児保育の重要性を一般の人々に認めさせるように、現在の保育者が自己をみがき、保育の実績をあげるように努力すると共に、保育者の待遇と社会的地位が高められるように、幼児保育の關係者が手を取り合つていかねばならない。

名古屋市立保育短期大学

珠 川 善 子

保母の資質を高めていくにはどのような方法が考えられるか。制度の上から保母の資質の向上をはばむ問題点を考えて見たい。

一、保母とは、「児童福祉施設において児童の福祉に従事する女子」と、児童福祉法施行令第十三条に定められている。保母が児童福

社施設で働く範囲は、保育所、乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設、虚弱児施設、もうろうあ児施設、児童厚生施設、精神薄弱児通園センターなど、その対象となる年令も一才から満十八才までであり、非常に広範囲である。

二、保母資格を得るには、

(一)厚生大臣の指定した保母を養成する学校を卒業したもの。

(二)保母試験に合格したもの。

右の二コースがあつて、実質的には専門的な高い知識とすぐれた技術をもち、児童福祉の立場から真に保育の使命感に燃え、深い愛情と熱意に満ちた人が要求されている。

三、児童福祉法が制定せられてから約十年。しかし保母の資質は果して国の要求する段階にまで到達し得たであろうか。

四、保母の資質向上をはばむ原因はどこにあるか。

(一)保母試験制度について

保母養成のコースではきわめて高度な保育者の養成をめざしながら、一方保母試験の程度はそれに比べて容易であつた。その理由は昭和二十三年には一五〇〇か所、昭和三十一年度には八三〇〇か所となり保育施設の急激な増加に伴う保母不足から、これらの施設の要求をみたすためであつたと考えられる。しかし、近年各県ともに保母試験の程度を引き上げようとする傾向が見られるが、それにして保母試験制度に地方差のあることが問題である。(二)保母になる積極的意欲をはばむものに対する問題と身分の保障の問題があげられる。

保母養成課程を終えたものは公立保育園では短大卒として待遇されるが、私立の場合は実現はむづかしい。しかも、幼稚園の教諭とは待遇面で大きな開きがある。また保母試験で資格を得ても一般社会

の高校卒の待遇以上の場合もある。身分の保障についても、これまた施設ごとに差がみられ、不安定な状態におかれている保母も少なくない。

(三)保母資格そのものを再検討する。

一才から十八才までの中の広い児童を対象に保育するものを保母という一つの名称で呼ぶことにも問題がある。教養の面からいっても、現在厚生省で定められた保母養成課程は必修二六科目、八七単位、選択七科目、一三単位を二か年に履修しなければならぬ。これは発達途上にある女性の生理から考えても過重である。将来は四年制度の養成大学とするのを理想とする。現段階としては保母を二種類に分類して、

(1)保育所保母(乳児対象とする)

(2)施設保母(養護施設を始めその他の施設)

とし、教育課程を二つのコースとし、基礎課程を終えた後は将来進もうとするコースを選択しさらに研究のできるような道を開く。今一つは現在の二年制度の上に研究科を設けること。また現在の保母資格を二段階あるいは三段階に分類し階級をつける案である。そうしてそれぞれの段階に基準を設け現任訓練などによって資格が付与されるとともに待遇にも基準が設けられ改善せられるような制度を設けたい。

五、現任訓練について。

今一つ是正の方法として保育者の現任訓練があげられる。昭和二十四年以来厚生省主催のもとに全国保母指導者協議会が毎年開催されている。また現任訓練講習会が開かれている。こうした機会に一定の単位を取得できるように制度を設け単位取得者に資格を付与する方法も考えられる。とくに近年保母が自主的に研究しようとする

意欲が各県とも高まり全国的にも保母会の研究組織が強化されつつあることは、喜ばしい現象である。

六、まとめ

優秀な保育者の養成は保育事業の根本問題である。保母の資質を高めるための諸問題と取り組んで一日も早くこれを実行に移さなければならぬのではないか。保母試験の改正、現在の養成機関の充実（小規模のものを充実して短大に昇格させる）にしても、今こそ本省はもとより学識経験者ならびに保育に従事する者の衆知を集め再検討すべきではないだろうか。待遇の問題、身分の保障については、措置費との関係もあり保育行政面から一般政治にも連らなる大きな問題である。私どもは今後幾多の難関を克服しつつ制度の上から質を高める上から真に望ましい保育者の養成をめざして進まなければならぬと思う。

中央区立城東幼稚園

江 成 静 江

△あの頃の養成課程

私は二十七年にお茶の水女子大学幼稚園教諭臨時養成課程を卒業いたしました。丁度一年間の臨時養成の最後でした。残念でしたが、いたしかたもなく、仮免許状を頂きましたので、その後の三年間は、認定講習などで十五単位を揃えて、二級免許状を頂きました。

一年間の養成期間というのは、何といっても短いようです。あの頃の毎日、非常に目まぐるしいスケジュールに追われていたのを思い出します。

△大切な人的環境

いろいろな学課の他に、グループに別れた実習がありました。この経験は、後に随分役立つものだと思われまます。

私共が身につけた学問は、幼い子どもたちに、なまで押しつけるものではありませんから、学びながら円満な人格を養っていくように心掛けることが大切です。

物質的な環境がととのっているばかりでは、よい保育は望めません。教師が構成する人的な調和した雰囲気、こうした明るい空気のことでこそ、教師も子どもも安定した心で、気持よく過すことができますよう。

こういうことは、実際、現場にはいつてみますとよくわかるのですが、「はりあわないで」まずその場に適應していくことができるように、養成期間中のグループ活動を通して、充分訓練されるようにしたいものです。

△現場で必要な勉強

幼児教育の現場にあって、次のことをもっと勉強しておきたいと思えます。

- 一、カリキュラムを易易くつくるために
 - ・ いくつかの形式を知る。
 - ・ 実際に立ててみる。
 - ・ 年間のカリキュラムを、月、週、日案などにくずしてみる。
 - ・ 評価の仕方を練習する。
 - ・ 年毎にカリキュラムを整理する。
 - ・ 前年度の評価を次年度に役立てる。
- 二、科学的な反省をするために
 - ・ 個人観察の記録をとる。

- ・記録を整理し、保育の指導面に役立てる
- 三、本当の子どもの姿をしるために
- ・家庭環境調査他、必要な調査をする。
- ・指導要録の準備録をつくる。
- ・指導要録の評価の仕方学ぶ。

へ豊かな知識と技術と感覚

幼児の尊い萌芽をすくすくとのばしていくために、私どもは、鋭い目を持っていなければなりません。

子どもたちの中にあつては、目ばかりでない、耳を、鼻を常に働かせなければならぬと、教えて頂いたことがあります。物を感知する弾力のある感覚は、やはり私どもの日頃の勉強にあると思います。とくに、色彩にしても、音にしても、形にしても、子どもの創造するところに私どもの目がゆきとどくよう感覚を養う活動をつづけたと思います。

私どもは心理学も勉強しました。しかし、最初のうち、これがなかなか保育の面に結びつかないような気がいたしました。やがてまのあたりに見る子どもの成長の中に、本で見た、講議で聞いた「心身の発達」を知るようになります。ですから、やはり私どもの頭の中には、この知識が用意されていなければならないでしょう。

経験の深い教師の傍にいただけでも、私どもは随分、いろいろな点を学ぶことができます。技術的なことは、やはり経験の中で身につけていくことが多いようです。

子どもの成長のあとばかり追うのでなく、いつも待機の姿勢で環境をととのえらるるようにしたいと思います。

なお、こうしたいいろいろな注文や経験を、語りあう機会を、たびたび持てましたなら、大変結構であろうと思います。

山本ひかり

私は東京都立高等保母学院を卒業し、保母所で保母をしていました。今その養成されたことについて反省してみると、実際にすぐ役立つものは少なかったけれど、二年間の教育で保母として生活するのに必要だと思われる基礎的なものの大体の糸口をしまったという意味においては、意義があつたと思います。

しかし、わずか二年間にたくさんの学科と実習では、たとえば、昨日今日の学会で発表された研究を理解し、よしとするものを自分の保母の中から理論的な研究や指導的な保母が出てくる可能性は少ないのではないかと思います。

大切な教育者を養成するのなら四年間の充実した勉強が欲しい。それが予算の面からも実際に保母になろうとする人たちの側からも、それだけの期間がゆるされるのは、大変むずかしいことだと思いますが、もしそれができないのなら、現在の二年間の後、研究科のようなもの、それは一年でも二年でもよい、実際職場にあって問題をもちよつての勉強もよいし、二年修了後ひきつづいて研究する機関でもよい、そのような制度がほしいと思います。

養護施設とその他精薄施設などの保母と保母所の保母などそれぞれの仕事の内容は、だいぶ違っているのに、同じ教育が行われている。たつた二年間で、それでなくても少い授業時数がお互にへらされていく。しかも、実際には保母所の保母養成が中心の授業である、現行のまま二年の教育なら、一年間は基礎的な授業を共通にし、

二年目は別の教科がくまれるというのも一方法だと思ひます。

四年になつて二年間は教養的な面もふくめた基礎的な学習を一緒にし、のちに専門の仕事について勉強できれば、施設からの要求にもこたえられるのではないかと思ひます。

同じ幼児教育者として、同じような内容の教育をうけているのに、保育所の保育に、幼稚園での保育の資格が得られない点など行政管轄の違いのためであっても、保育がその仕事を長くつづけていくためにぜひ欲しいこともあるので考慮して欲しい。

教育内容については、一つ一つの学課の基礎をしっかりとつかませてほしい。また各教科が実際の保育とのつながりの上に理解され吸収されにくい点も考えたいことです。また、心理学や教育学などにおいても幼児画などにもいろいろの考え方、流れがある。一つの理論を系統的に授業をうける外に、それと違う立場の代表的なものについて知る企てがほとんどない。予算がないということになるらしいのですが、してほしいことのように思ひます。

技術的側面では、自分で経験したことは、子どもたちに、計画的にまた臨機応変に与えられるが、一度でも経験してないことはよいことと知つていても実行できにくい上に、重働勞の中で新しく技術を獲得するには、非常な努力がいるのですから、養成中にできる限り豊富な経験を、系統的にいつばい積みこんでおきたい——それは保育として自信をもって仕事をするのできる大切な要素になるし、だんだんに自分で生み出していく基礎にもなると思ひます。

二年の養成期間が終つて、職場にいつて、その人間を保育者として育てるのは、一緒に働く仲間としての保育であり、その園長であり子どもたちです。実際には、ろくにできないくせに、理屈ばかり

いうという批判は当然のこと、永年保育していても経験の積み重ねということがむずかしいので、先輩の方々が苦勞して来たその上に新しい人たちが出発するという形はなかなかとれないにしても、その方向へ努力することがほしいと思ひます。

おわりに養成中に皆同じ仕事に生きようとしていた仲間だという意識が生れて共同の研究や活動がされるのが少なかつた点が残念でした。保育になつたその日からすぐ必要なものの勉強、またその行動の裏づけとなる理論の勉強の大切さは勿論ですが、保育者の人格、人間的豊かさ、高さが問題で、馬車馬的に仕事だけしているのでは、やがてゆきづまり、向上していく努力と広い人間の生活の中のどこに自分は生きていくのか。私たちの働く保育所はいつたいどんな社会的基盤の上でどんな経営をしているのかを知り、保育も一人の人間として幸せであるような生き方をしていくかどうかということにも眼をひらかなければならないと思ひます。それには養成中に学生の自主的なサークル活動がつつこんだゼミナールと一緒に大切なものに考えられ、大いに發展される必要があると思ひます。

一番はじめの問題にしたよい保育者となるための養成期間は、二年間では、基礎的なものの糸口をつかむということができるといふ程度であるとしたら、もっと充実したものにするように、保育者の経済的身分保障という大切な問題と共に、もっと考えられなければならないと思ひます。

大阪学芸大学

小川正通

一、現状ならびに現行方式とその問題点

戦後に、幼稚園と保育所、幼稚園教員養成と保育所保母養成の内容および制度は、たしかに一大進歩を示したが、なおそれらは、充分ということができない。

幼稚園は家庭の単なる延長ではなく、学校教育法による学校であるのに、なお無認可の「モグリ」幼稚園もあり、学校教育法上におけるその地位も、まだ「シソリ」であるし、他方、児童福祉施設としての保育所にも、単なる「子守」的なものもあるのが、現状である。それらと対応して、幼稚園教員養成（教育職員免許法による）も、保母養成（児童福祉法による）も、ともになお実質上は、きわめて不備といわなければならない。

現行の幼稚園教員養成方式は、これを五つの類型に、保母養成のそれは、二つの類型に、一応、大別することができる。

幼稚園教諭養成の方式——(1)学芸大学や学芸学部のような国立教員養成大学において、小学校教員養成をかねて、副免として幼稚園教員免許状を取得する場合であつて、四年制は幼稚園教諭一級普通免許状、二年制は二級免許状、(2)国・公・私立大学（四年制）の家政・学芸・教育学部で、幼稚園の一級免許状をも取得できる場合、(3)お茶の水・奈良の両女子大学附設の臨時の幼稚園教員養成課程（二年制）における二級免許状、(4)公・私立短大の保育科または初等教育科の二級免許状、(5)指定された幼稚園教員養成所（多くは私立、二年制）で、二級免許状を取得できるもの。

保育所保母養成の方式——(1)保母学院または短大の当該学科の卒業者、(2)保母試験合格者（今日のこの試験は、とくに粗雑である）。以上のうち幼稚園教員の養成は、四年制大学による一級免許状の取得者を本体としている。しかし、その幼稚園就職者は、なおきわめて少なく、全国的にそれを見ると、まだ名のみにすぎない。そし

て幼稚園就職者の大多数は、(5)と(4)によつていふと思う。ことに(5)は、幾多の弱点を含んでいる。かくて幼稚園教員養成の実質的な本体は、二級免許状の二年制であり、ほとんど無選択で入学している場合もなほはない。その修了者は、広く深い識見をもたず、小学校教育にも通ぜず、したがつてしばしば自信をもつて良心的な保育が行えず、また保育実践上において当面した問題の解決法を知らぬ場合も、決して少なくないのが、現状といわなければならない。かくて幼稚園教員には、必ずしも人材が集まらず、小学校教員よりも、その社会的地位や待遇についても、低いのが一般である。一般社会がしばしば幼児教育を重要だというのは、なお「お世辞」の域を出ない。要するに幼稚園とその教員養成の現状は、その社会的評価と悪循環をなしている。したがつてその悪循環を切断する方途を見出さなければならない。幼稚園の教員養成が、小・中学校のそれより低いのが当然であるとの教育上の理論的根拠は、どこにも存在しえないであらう。

本学会の十年にわたる功績は、高く評価されるべきであるが、なおわが国の保育学研究は、客観的に見て、低調といわなければならない。専門研究者の不足と怠慢、幼児教育のための大学院の皆無にも基づくが、結局それは、幼稚園教員養成の不備と関連しているといえるのである。

二、幼稚園教員養成制度の刷新案

教育の公共性と機会均等の立場から、「すべての幼児後期の子どもに正しい幼児教育を」の幼稚園の内容充実と施設の普及拡充が必要であり、それとともに教員の計画養成も確立されなければならない。幼児は自分の家庭環境を選択できないのであるから、われわれが幼児の精神的環境としての教師を選択すべきである。外国の幼稚

園、インフアント・スクール・ナーセリー・スクールの教員養成の近況を見ると、アメリカでは、四年制大学で幼・小低学年教員を一括して養成する例が増加しているし、イギリスのイングリランドのフレーザー・カレッジは三年制、スコットランドのナーセリー・スクールの教員養成は、初等学校（小学校）教員養成より一年長く、四年制である。

先進国の右のような実情や幼年教育の正しい主張および幼稚園教育の義務制促進の観点から教育立国を必要とするわが国では——つぎのような教員養成制度の確立が望ましい。

(1) 幼・小低学年教員養成の確立（四年制大学）、あるいは(2)幼稚園教諭と保育の志望者を第三年まで一括して教育し、第四年に分化させ学修させる。(3) 幼児教育の大学院の設置。(4) 現職教育の拡充強化。

幼稚園教員養成は現状で充分であると、文部当局が考えているなら、それは無責任もはなはだしいし、現職教員がそう考えているなら、無自覚もはなはだしいといえる。文部省も今や教員養成制度（主として義務教育関係）の再検討を決意し、近く中央教育審議会に諮問する方針のようである。したがって本学会も、この機を逃さず、幼稚園教員養成につき充分研究して、同審議会に対して、刷新案を建議すべきではないか。

日本保育学会第十回大会記事

保育の理論的な研究の発表を願って昭和二十三年に創立された日

本保育学会も、いよいよ今年には第十回の大会を開くことになった。昭和三十二年五月二十五日（土）午後〇時三〇分より五時三〇分まで、二十六日（日）午前九時より四時四五分までの両日にわたり、日本女子大学（東京都文京区高田豊川町一八）を会場として開催された。

プログラム

第一日

開会の挨拶

第十回準備委員長

児 玉 省

研究発表（午後一時四十分—五時三十分）

（目次参照）

第二日

研究発表（午前九時—十一時四十分）

（目次参照）

（第一日および第二日の研究発表の題目および氏名は本誌目次参照）

総 会（十二時三十分—午後一時）

本年度の総会は、右第十回大会の第二部として開かれ、山下会長を議長として議事が進められ、次のことが承認あるいは決定された。

一、昭和三十一年度事業報告

常任委員 竹 田 俊 雄

二、昭和三十一年度会計決算報告

常任委員 村 山 貞 雄

三、昭和三十一年度事業計画協議

常任委員 竹 田 俊 雄

第十回大会開催、倉橋賞授与、幼児の教育（九月号）に大会発表